

岩手県告示第78号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営大清水地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成24年1月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
九戸郡軽米町大字山内第1地割字駒板	33番2	田	田	815	118
〃	34番1	〃	〃	2,575	244
〃	114番	〃	〃	1,049	445
〃	119番	〃	〃	1,983	131
〃	135番	〃	〃	1,583	104
〃	136番	〃	〃	886	59
九戸郡軽米町大字山内第2地割字駒板	42番2	〃	〃	2,542	463
〃	42番7	〃	〃	3,255	486
〃	49番1	〃	〃	1,134	264
〃	50番	〃	〃	1,878	106
九戸郡軽米町大字山内第3地割字大清水	1番1	〃	〃	1,470	97
〃	1番2	〃	〃	2,145	466
〃	4番5	〃	〃	2,838	374
〃	11番1	〃	〃	1,110	84
〃	13番	〃	〃	1,665	246
〃	14番1	〃	〃	1,232	131
〃	16番	〃	〃	1,762	394
〃	18番	〃	〃	1,478	98
〃	23番2	〃	〃	1,497	99
〃	25番1	〃	〃	1,991	132
〃	31番	〃	〃	1,623	218
〃	34番1	〃	〃	1,047	69
〃	36番1	〃	〃	1,121	131
〃	76番2	〃	〃	3,358	222
〃	81番2	〃	〃	2,829	207.83
〃	81番5	〃	〃	847	56